

平成 27 年 11 月 5 日

株主の皆様へ

東京都港区西新橋三丁目 20 番 1 号
三井倉庫ホールディングス株式会社
代表取締役社長 藤岡 圭

中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて、平成 27 年 11 月 4 日開催の当社取締役会において、第 168 期（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）中間配当金の支払いについて、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

当社定款の規定にもとづき、平成 27 年 9 月 30 日を基準日として、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金……………1 株につき 5 円
2. 中間配当の効力発生日
(支払開始日) ………………平成 27 年 12 月 3 日（木）
以上

~~~~~

追って、中間配当金の「配当金領収証」（振込ご指定の方には、中間配当金計算書等）は、お届出のご住所宛に来る 12 月 2 日ご送付申し上げます。